

議案第15号

佐倉市高齢者等ふれあい配食サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市高齢者等ふれあい配食サービスに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市高齢者等ふれあい配食サービスに関する条例の一部を改正する条例

佐倉市高齢者等ふれあい配食サービスに関する条例（平成7年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「350円」を「450円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐倉市高齢者等ふれあい配食サービスに関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う配食サービスについて適用し、同日前に行った配食サービスについては、なお従前の例による。